

1 原本等必要書類の提出について

Web 申告完了後、証明書等必要書類の原本を提出する必要があります。

※原本の提出が必要な申告は以下のとおりです。

対象	原本の提出が必要な書類	
非居住者である親族について、扶養控除等を受ける方	①16歳以上30歳未満又は70歳以上	・ 非居住者の親族関係書類 ・ 送金関係書類
	②30歳以上70歳未満で国外に留学している者	・ 非居住者の親族関係書類 ・ 留学ビザ等書類 ・ 送金関係書類
	③30歳以上70歳未満で障害者	・ 非居住者の親族関係書類 ・ 送金関係書類
	④30歳以上70歳未満で年間38万以上の生活費又は教育費に充てる支払を受けている者	・ 非居住者の親族関係書類 ・ 38万円送金関係書類
	⑤30歳以上70歳未満で上記②～④以外の者	(扶養控除の対象外)
	※ 親族関係書類は日本政府が発行している戸籍謄本の写し及びパスポートの写し又は、海外政府が発行した戸籍謄本等になり得る書類を指します。 ※ 国外の親族関係書類には、和訳も提出が必要です。	
保険料等控除を受ける方	① 生命保険料（一般・介護医療・個人年金）控除証明書の原本 ② 地震保険料（地震・旧長期損害）控除証明書の原本 ③ 社会保険料控除証明書の原本 ④ 小規模企業共済等掛金控除証明書の原本 ※ 電子的控除証明書をご利用の場合は提出不要となります。 ※ コピー不可となります。 ※ 団体保険の場合も控除証明書の原本をご提出ください。	
住宅借入金等特別控除を受ける方	① 住宅借入金等特別控除申告書 ② 住宅ローンの残高証明書 ※ 居住開始日以後に住宅ローンを借り換えている場合は、借り換えた時点の、前ローンの残高金額が記載されている書類の提出が必要です。令和6年分年末調整以前の申告時に提出済みであっても、再度提出が必要となります。また、複数回の借り換えがある場合は、その回数分の書類提出が必要となります。 ※ 住宅借入金特別控除申告書は、必ず記入した上で提出してください。	
前職収入がある方	① 前職の源泉徴収票（2025年分）	

2 保険料控除申告に係る「申告（証明）予定額のお知らせ・ご案内」の取扱いについて

「申告（証明）予定額のお知らせ・ご案内」は「保険料控除証明書」として使用できませんが、年末調整の所得税を算出する為に、仮申告をすることができます。

ただし、最終的には「証明書類の原本」の提出が必要となるため、受付期間中に提出出来ない場合は、2026年1月末日までにWeb 申告実施要領（付属別紙）に沿って、「申告（証明）予定額のお知らせ・ご案内」に対する証明書の原本を日本郵政コーポレートサービスへ提出してください。

内容	対応方法
Web 申告時の対応	「申告（証明）予定額のお知らせ・ご案内」でWeb 申告することが可能です。
原本等必要書類の提出の対応	保険料控除申告を「申告（証明）予定額のお知らせ・ご案内」でWeb 申告した場合、保険料控除証明書（原本）を提出してください。
注意点	・ 証明書（原本）の提出がない場合は、申告がなかったものとして修正され、不足額が追加徴収される場合がありますのでご注意ください。 ・ 「払込のご案内」「口座振替のご案内」は、お取扱い不可書類のため、保険料控除の申告ができませんのでご注意ください。